

○埼玉県警察職員の名刺の制式に関する訓令

平成5年7月30日

警察本部訓令第22号

警察本部長

埼玉県警察職員の名刺の制式に関する訓令を次のように定める。

埼玉県警察職員の名刺の制式に関する訓令

埼玉県警察職員の名刺の制式に関する訓令（昭和44年埼玉県警察本部訓令第32号）の全部を改正する。

埼玉県警察職員の名刺の制式は、名刺の制式基準（別添）によるものとする。

ただし、所属長の承認を得たときは、この限りでない。

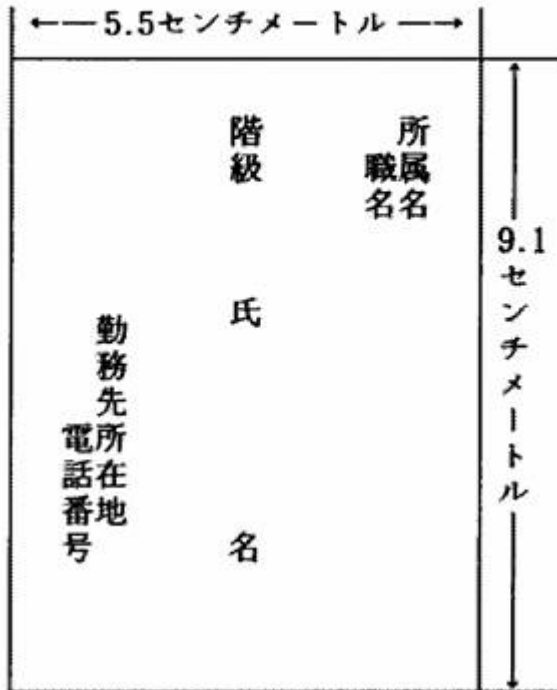
附 則

この訓令は、平成5年8月1日から施行する。

別添

名 刺 の 制 式 基 準

(縦形式)



(横形式)

